

## 比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人比治山学園就業規則（大学等の部）第20条の2第2項及び学校法人比治山学園就業規則（幼稚園の部）第20条の2第2項に基づくほか、ハラスメントの防止と、その対応について必要な事項を定めることにより、比治山大学大学院、比治山大学、比治山大学短期大学部及び比治山大学短期大学部附属幼稚園（以下「本学等」という。）において、学生、園児及び教職員（以下「構成員」という。）の基本的な人権を保障し、より良好な就学、就労、教育・研究及び学生・園児生活等（以下「就学・就労」という。）の環境を維持することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「ハラスメント」とは、「セクシュアル・ハラスメント」及び「その他のハラスメント」をいう。

2 「セクシュアル・ハラスメント」とは、本学の構成員が、就学・就労の場において、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行うこと、及びこれによって、良好な就学・就労環境を害することをいう。

3 「その他のハラスメント」とは、前項以外のハラスメントで、本学の構成員が、就学・就労の場において、相手の意に反する不適切な言動を行うこと、及びこれによって、良好な就学・就労環境を害することをいう。

(防止及び啓発)

**第3条** 本学は、ハラスメントの防止、啓発のために、構成員に対して、この規程について、周知するとともに、必要な研修、啓発及び指導を行うものとする。

2 前項の周知、研修、啓発及び指導は、人権委員会が行う。

(相談体制)

**第4条** 本学におけるハラスメントをはじめとする人権問題（以下「ハラスメント等」という。）に関する相談への対応は、比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部ハラスメント等相談室（以下「相談室」という。）が行う。

2 相談室は、前項の相談に当たっては、被害を受けたとする者（以下「被害申立者」という。）及び行為者とされた者（以下「行為者」という。）のプライバシー及び人権に十

分配慮し、指導、助言を行うとともに、必要に応じて、比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部ハラスメント等調査会（以下「調査会」という。）の設置を学長に上申する。

（調査体制）

**第5条** 学長は、相談室から前条第2項の上申を受け、必要と認めるときは、調査会を設置する。

- 2 調査会は、学長が教職員の中から4名以上を指名して構成する。ただし、必要な場合は学外から専門家を加えることができる。
- 3 調査会は、被害申立者、行為者及びその他の関係者から公正な事情聴取等を行い、調査結果を速やかに学長へ報告するものとする。
- 4 調査会は、当該の事案に関する前項の報告をもって任務を終了する。
- 5 調査会の事務は、法人事務局人事課が行う。

（調査結果への対処）

**第6条** 学長は、前条第3項の報告により、ハラスメントの事実が確認された場合は、被害申立者の不利益の回復、環境の改善及び行為者に対する指導、注意等必要な措置を決定する。

- 2 学長は、前項の場合において、行為者が教職員で学校法人比治山学園就業規則（大学等の部）第52条の規定に該当すると認められるときは理事長に上申し、行為者が学生でさらに審議が必要と認められるときは、学生委員会へとるべき措置について付託するものとする。

（告知及び異議申立て）

**第7条** 学長は、前条の決定について、被害申立者及び行為者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知に対して不服がある者は、学長に異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、被害申立者に対して、適切な救済を速やかに行うものとする。

（事務）

**第8条** この規程に係る事務は、法人事務局人事課が行う。ただし、相談室に係る事務は、法人事務局人事課とウェルネスセンターが協力して行う。

（不利益取扱いの禁止）

**第9条** 学長及び教職員は、ハラスメントに対する苦情・相談の申し出や事実確認への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員に対し、不利益な取扱いをし

てはならない。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及びその対応等に関し、必要な事項は学長が別に定める。

**附 則** (平成18年7月7日制定)

- 1 この規程は、平成18年7月7日から施行する。
- 2 「比治山大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する指針」(平成12年8月1日施行)は、この規程の施行期日をもって廃止する。

**附 則** (平成23年7月27日改正)

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

**附 則** (平成24年3月27日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年2月5日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月23日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年12月27日改正)

この規程は、令和5年12月27日から施行する。